

鈴鹿亀山地区広域連合

令和8年度介護保険サービス事業者等指導・監査実施方針

1 基本方針

介護保険サービス事業者等には、法令等を遵守した適切なサービスの提供に加え、高齢者の尊厳の確保に関わる取組など、サービスの質の確保・向上が求められている。

本広域連合は、介護保険サービス事業者等への支援を基本とし、介護給付等の適正化を図ることを目的に介護保険サービス事業者等へ指導（運営指導・集団指導）を実施する。

なお、指定基準違反等が疑われる場合、特に、その内容が利用者の生命身体に関わる事案である場合には、迅速、積極的に監査を実施し、不適正な事実が発見された場合は、関係法令等に基づき厳正な措置を講ずるものとする。

なお、指導に当たっての重点項目については次のとおりとする。

2 指導・監査における重点項目

(1) 法令遵守の状況について

- ① 人員基準及び運営基準等を遵守しているか。
- ② 適正な介護報酬の請求が行われているか。（特に加算関係）
- ③ 職員に対し人格尊重義務の周知・徹底が行われているか。

(2) 虐待行為（未然防止策）の状況について

- ① 職員が利用者等に対し身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待及び介護放棄を行っていないか。
- ② 職員に対する研修等の虐待防止の取組が行われているか。

(3) 感染症等対策について

- ① 衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のための適切な措置が講じられているか。

(4) サービスの質の確保・向上について

- ① 個別ケアについて、計画が適正に策定され、利用者の状態に即したものになっているか、また計画に沿ったサービスが提供されているか。

② 身体拘束の原則禁止について、職員に周知徹底されているか。また、やむを得ず身体拘束を実施する場合には、適切な方法で行われているか。

③ 事業者として利用者等への説明責任を果たすため、書類の整備等が適切に行われているか。

④ 苦情への対応及びサービス向上に対する取組が適切に行われているか。

(5) 危機管理への取組について

① 介護保険施設等における防災体制の確保、万一火災、地震、風水害等が発生した場合の消火及び避難・通報体制の確保等が適切に行われているか。

② 感染症又は非常災害の発生時においても、サービス提供が継続的に実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。

③ 事故が発生した場合の対応やその発生を防ぐための対策が図られているか。

(6) 勤務体制の確保等について

① セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメントの防止のための方針の明確化等必要な措置を講じているか。

② 職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しているか。